

ノーマライゼーション社会の実現のために

問 本庁舎人権推進課 (43 番窓口) TEL 0857-30-8071 FAX 0857-20-3945
 問 本庁舎障がい福祉課 (13 番窓口) TEL 0857-30-8217 FAX 0857-20-3907

ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人も皆が平等に生活する権利を享受できるようにするという社会理念です。また、12月3日から9日は「障害者週間」です。この機会に、一人ひとりの人権について、あらためて考えてみませんか。

バリアフリー表示のある駐車区画の使い方

「障がい者用の駐車区画に健常者が駐車している」「足不自由な家族を乗車させていたので駐車区画に停めたら注意された」これらは、本市に寄せられた障がい者用駐車場の使い方に関する相談の一部です。公共施設や店舗などの駐車場には、障がい者用の国際シンボルマークのついている駐車区画があります。この区画は、車いす使用者や身体の不自由な人など歩行や移動に支障のある人の身体の負担を軽くして、安全に施設を利用できるように設置されたものです。そのため、例えば、車いす使用者は車の乗り降りの際、車のドアを開けたまま車いすへ乗りかえるため、駐車区画の幅が広く設けられて

います。

そのほかにも、車いす使用者や身体の不自由な人に配慮したハートフル駐車場区画があります。駐車許可証を掲げること、障がいや高齢、難病などで歩行が困難な人や、けがや出産前後で一時的に歩行が困難な人などが使用できます。これらの駐車区画は、移動に負担がかからないよう施設に近い位置に設けられています。「少しの時間だから」「近いから」などの理由で健常者が使用することは控えましょう。

一方、障がい者用駐車場の管理者は、誰もが気持ちよく使用できるように適正に管理しましょう。

心のバリアフリー

そのほかにも、建築物や道路などのバリアフリー化を進

めることが大切です。障がいのある人への無理解や無関心から起こる問題として、次のような事例があります。

◆点字ブロックやその周辺に、自転車や看板などを置く

と、通行の妨げになります。

◆一般のトイレが使用できるのに、バリアフリートイレを長時間使用すると車いす使用者やオストメイト（人工肛門等保有者）の使用の妨げになります。

これらの問題は、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を心がけることで解消できます。

あいサポート運動

本市では、県と連携してあいサポート運動を推進しています。これは、さまざまな障がい者の特性を理解し、障がいのある人への温かい思いやりや配慮、手助けを行うもので、この運動を実践する人を「あいサポーター」と呼んでいます。

す。日常生活の中で、障がいのある人が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある人であれば誰でもなることができます。地域や学校、職場などで出前の研修を実施していますので、みなさんも地域共生社会の実現をめざしてあいサポート運動に参加してみませんか。

バリアフリー表示の例

～思いやりある対応をお願いします～



ハートフル 駐車場



車いす使用者用 駐車場



車いす使用者用 トイレ



オストメイト用 トイレ